

憲法基礎 1 2017 年度春～夏学期期末試験問題

回答

1 麻薬特例法 9 条は、薬物犯罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、不特定多数の人が知ることができる状態にすることや薬物犯罪の実行を決意させるような行為をすること禁止している。このような規定は憲法 21 条 1 項が保障する表現の自由を侵害し、違憲とならないか。

2 X は本件 HP において「大麻は無害です！それどころか、一部の人のにとっては健康増進効果があります！」等、大麻に関する肯定的な文章を掲載し、また大麻に関する情報交換を目的とした本件掲示板を開設した。このような X の行為は、麻薬特例法 9 条に該当する行為であるが、同法は実際に薬物犯罪の実行や規制薬物の濫用の実行につながらないような表現行為まで規制の対象としている点で、憲法違反の疑いがある。

3 憲法 21 条 1 項は、各人が様々な意見、知識、情報に接することで個人として自己の思想や人格を形成、発展させるために表現の自由を保障している。

そうであるならば、X の表現行為もメッセージ伝達の側面がある以上、憲法 21 条 1 項で保障されると考えるべきである。しかしその保障は絶対的なものではなく、社会的危険を引き起こす虞のあるものについては規制されてもやむを得ない。

もっとも、麻薬特例法 9 条による規制はメッセージの遮断を目的とするものであるから内容規制にあたる。そして、国際条約上の要請であることから政治的側面を有しており、高価値表現である。そこで、その規制の合憲性を判断するに当たっては厳格な基準を用いるべきであり、規制の対象となる表現行為が、明白かつ現在の危険のあるものに限定されていなければならないと解する。具体的には、①規制対象となる表現行為が近い将来、特定の害悪を引き起こす可能性が明白であり、②その実質的害悪が極めて重大であって、重大な害悪の発生が時間的に切迫していて、③当該規制がその害悪を避けるのに必要不可欠である場合にのみ規制は合憲になる。

この点、麻薬特例法 9 条が規制の対象としているのは、薬物犯罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、不特定多数の人が知ることができる状態にすることや薬物犯罪の実行を決意させるような表現行為であり、こうした表現行為は薬物犯罪や規制薬物による不正行為を助長することにつながる(①)。また、薬物犯罪は捜査の端緒がつかみにくく、依存性も高いことから社会に及ぼす害悪は極めて重大であって、「あおり、唆」す行為は規制薬物使用の決意を生じさせまたは既に生じている決意を助長するような刺激を与えるものであるから、重大な害悪の発生が時間的に切迫しているものであるといえる(②)。そして、上記害悪を避けるためには薬物犯罪を実行する意思を生じさせないようにすることが必要不可欠であるといえる(③)。よって上記要件を満たす。

4 さらに、麻薬特例法 9 条は単に一定の薬物の無害性を主張し、その規制廃止を求めるにとどまる場合には適用がないとしており、その規制の範囲を限定して解釈している。

コメントの追加 [法t1]: 内容規制に該当する場合、どうなりますか？

コメントの追加 [法t2]: 主語が抜けています

コメントの追加 [法t3]: なぜですか

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

コメントの追加 [法t4]: あてはめ不足です。泉佐野市民会館事件のあてはめを確認し、「重大な害悪発生が時間的に切迫している」ことの意味を確認してください。

コメントの追加 [法t5]: これは何に対する記述ですか？

よって麻薬特例法 9 条は合憲である。

5 そうだとしても、上記法に基づいて X を処罰することは X の表現の自由を侵害し、憲法 21 条 1 項に違反しないか。

6 上述のとおり、X が本件 HP に大麻に関する肯定的な文章を掲載し、また大麻に関する情報交換を目的とした本件掲示板を開設した行為は表現行為に当たる。

憲法 21 条 1 項によって保障される表現の自由は、個人が自己の思想や人格を形成、発展させるために非常に重要なものであるといえる。

そこで、麻薬特例法 9 条による規制の適用が及ぶのは、規制によって得られる利益と失われる利益とを比較し、前者が後者に優越する場合に限られるべきであると解する。この点、規制によって得られる利益は、規制薬物に係る不正行為を助長する行為の防止と国際約束の適確な実施である。一方で失われる利益は規制薬物に関する情報発信の一部につきそれが行えなくなることにとどまる。したがって、規制によって得られる利益が、規制によって失われる利益を上回るといえるため、麻薬特例法 9 条によって X の表現行為を規制しても憲法 21 条 1 項に違反しない。

以上

コメントの追加 [法t6]: どんな表現行為ですか？

コメントの追加 [法t7]: なぜ比較衡量論を持ち出したのですか。

書式を変更: フォントの色: 赤

7/11 再チャレ憲法

【答案】

1 麻薬特例法9条の合憲性について

麻薬特例法9条（以下「9条」という）は憲法21条1項を侵害していると弁護人は主張している。この点について、検討する。

9条は、規制薬物を濫用することを公然、あおりまたは唆した者を処罰する規制である。この規制が規制薬物に関する情報を伝達する表現の自由を制約するものである。

9条は、不正薬物にかかる不正行為の助長を防止するため、規制薬物の濫用をあおりまたはそそのかす行為を規制しており、あおりやそそのかし行為の基礎となっている思想を取り締まるものではない。

表現の自由は、絶対無制限に許容されるものではなく、公共の福祉に基づく制約を受ける。規制によって得られる利益と制約される表現の自由を比較衡量し、前者が優越する場合には、規制は許容される。また、表現の自由への制約は、基本的人権のうち精神的自由を制約するものであるから、経済的自由よりも厳格に審査しなければならない。本問について見ると、不正薬物にかかる不正行為を防止するという目的は公共の福祉に基づくものである。そして、この目的による規制が、表現の自由に優越して認められるためには、9条によって規制される行動が、不正薬物にかかる不正行為を防止するために必要かつ合理的な限度でなければならない。具体的には、9条により規制がされるのは、不正薬物にかかる不正行為が行われる明らかに差し迫っていた危険の発生が具体的に予見される場合に限られると解すべきである。

以上のとおり、9条を制限的に解釈すれば、表現の自由への制約は必要かつ合理的といえることができ、9条は合憲である。

コメントの追加 [法t1]: なぜそのように評価できるのでしょうか。理由を明記すること

コメントの追加 [法t2]: 当てはめはどこにあるのでしょうか。

コメントの追加 [法t3]: あてはめは必ずすること。

2 Xを処罰することの合憲性について

弁護人は、Xを処罰することは憲法21条1項に違反すると主張する。この点について、検討する。

Xは、本件HPに、大麻の健康増進効果に関する主張、大麻合法化に関する主張、大麻の入手方法の情報交換に関する書き込みを掲載している。

憲法21条1項は表現の自由を保障している。そうして、個人が自由に情報、知識、意見に接し摂取する機会を持つことは個人の人格を形成・発展させていくうえで欠くことのできないものである。また、民主主義社会における思想・意見の自由な伝達という基本原理を実効性あるものにするためにも必要である。Xの本件HPへの記載は、大麻の効果に関する意見や大麻合法化に関する政治的意見が含まれており、表現の自由の保障を受ける。

Xの本件HPへの記載が9条により制約されているが、このことは憲法上認められるかを検討する。

上記1のとおり、9条による規制が許容されるのは、不正薬物にかかる不正行為が行われる明らかな危険が差し迫っていることが具体的に予見される場合に限られる。

本問について見ると、Xは大麻の栽培、譲渡及び濫用を公然とあおり、唆したとして、逮捕・起訴されている。大麻の栽培、譲渡、所持は大麻取締法で禁止されている不正な行為であるが、Xの処罰が合憲といえるためには、Xの行為によりこれらの不正行為が行われる明らかな差し迫った危険が具体的に予見

される必要がある。

本件 HP の掲載内容を見ると、大麻の効果に関する記載は、X から読者に対して大麻は安全であるとか健康増進効果があるという情報を発信するものであるが、読者が大麻の栽培、譲渡及び濫用をする危険が具体的に予見されるとは言えない。また、大麻合法化に関する記載についても、X の政治的意見表明であり、読者が違法行為を行う危険が具体的に予見されるとはいえない。しかし、本件 HP の記載の中には、X が大麻の栽培方法や使用方法を読者に教示することが可能である旨の記載がある。また、大麻の入手方法に関する掲示板が本件 HP 内に設置されて複数の書き込みがされている。本件 HP は、読者がこれらの大麻の栽培方法や入手方法に関する情報を入手することができる場になっており、読者が実際に大麻を入手したり濫用したりすることが具体的に予見される。したがって、X が作成した本件 HP には、大麻に関する不正行為が行われる明らかな差し迫った危険が具体的に予見され、9 条によって処罰することが許容される。

以上より、X の処罰は合憲である。

以上

【設問 1】

1 麻薬特例法は、九条において、「薬物犯罪（中略）、を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然と、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定している。

同法の立法担当者によれば、同条のいう、「あおり、唆し」とは、薬物犯罪を実行すること、あるいは、規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、または既に生じている決意を助長させるような行為を指すという。また、「公然」とは、不特定、または多数の人が知ることができる状態を意味する。

なお、同法二条二項によれば、九条の「薬物犯罪」には、大麻の栽培（大麻取締法二四条）、大麻の譲渡し（同法二四条の二）が含まれる。

Xは、「葉っぱ Lovers」と題する HP（以下、「本件 HP」という。）を立ち上げた。Xは、本件 HP 上で、大麻に関する主張や情報を発信している。本件 HP には、「大麻に関心があるひとはコチラ」といふ文章とともにリンクが張られており、そのリンクをたどると掲示板（以下、「本件掲示板」という。）に誘導される。本件掲示板には、「大麻に関する情報交換をしましょう。入手先、栽培方法、輸入方法、学術情報なんでもかまいません。どうぞご自由に書き込みください。ただし、サイト管理人（X）は、ここでの情報に何らの責任も負いません」との注意書きが添えられている。

Xは、本件掲示板において、「大麻の栽培はこんなに簡単！リキッドの抽出もコツさえつかめばすぐにできますヨ。管理人までご相談ください。」といった書き込みと共に、「大麻草」、「大麻種子」、「大麻から抽出されたとみられるリキッド」の写真を掲載していた。

2017 年 3 月、大阪府警は、X が本件 HP を通じて、大麻の栽培、譲渡及び、濫用を公然とあおり、唆したとして、X を麻薬特例法違反の容疑で逮捕し、同年 4 月大阪地検は X を麻薬特例法 9 条違反の罪で X を起訴し、懲役 2 年を求刑した。

一方で、X の弁護人は、被疑事実については争わないが、麻薬特例法 9 条は憲法 21 条 1 項が保障する表現の自由を侵害するものであること、かりに麻薬特例法 9 条が違憲でないとしても、X を処罰することはやはり憲法 21 条違反であるから、X は無罪であると主張している。

2 「大麻の栽培、譲渡、濫用を公然とあおり、唆す自由は、大麻の合法化や医療用使用の推奨といった主張を社会に伝達することを通じて政治的意思決定に関与するという社会的な価値を有し、このような主張を社会に伝達し批判や評価を受けることで自己の人格を発展させるといった個人的な価値も有する。それゆえ、上記自由は表現の自由を規定した憲法 21 条 1 項の保障のもとにあるといえる。

3 もっとも、上記自由は、その制限が絶対に許されないものではなく、それぞれの場面において、これに優越する公共の利益のために、必要かつ合理的な制限を受けることがある。

本件では、麻薬特例法の目的（1 条）を踏まえると、もし、大麻の栽培、譲渡、濫用を公然とあおり、唆す者がいれば、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因となり、または、規制薬物に係る不法行為を助長することになるおそれがあるから、同法第 9 条は、大麻のあおり、唆しが伝達するメッセージを理由に、それを制限することを目的としているとい

コメントの追加 [法t1]: 引用が長すぎるので、もっと端的に引用しましょう。

コメントの追加 [法t2]: この自由は憲法上何にあたるのですか。

える。このような目的は、国民の生命や、健康、安全に対する危険の防止に係るものであるから、このために、一定の制限を加えられることはやむをえないといえる。しかし、大麻の栽培、譲渡、濫用を公然とあり、唆すことに対する規制は、麻薬特例法により新設されたものであって、広く一般市民が対象となる規制であるから、係る規制は右の目的達成のために真に必要と認められる限度にとどめられるべきである。

したがって、右の制限が許されるためには、具体的な事情のもとにおいて、大麻の栽培、譲渡、濫用を公然とあり、唆すことを許すことによって、これが、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因となり、または、規制薬物に係る不法行為を助長する明白かつ現在の危険があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、上記制限の程度は、上記障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。

ところで、麻薬特例法 9 条は、その文言上、ゆるやかな要件のもとで制限を可能としても読めるが、上記要件及び範囲内でのみ大麻の栽培、譲渡、濫用を公然とあり、唆すことを許す旨を定めたものと解するのが相当であり、かつ、そう解することも可能であるから、同法同条は、憲法に違反するものではないとしてその効力を是認することができるというべきである。

4 そこで、同法同条が違憲でないとしても、X を処罰することが憲法 21 条 1 項違反であるか上記要件に照らして検討する。

X は、本件掲示板において、「大麻の栽培はこんなに簡単！リキッドの抽出もコツさえつかめばすぐにできますヨ。管理人までご相談ください。」といった書き込みと共に、「大麻草」、「大麻種子」、「大麻から抽出されたとみられるリキッド」の写真を掲載しているところ、具体的な大麻の栽培方法やリキッドの抽出方法については説明していない。また、大麻取締法による大麻の所持、譲受けの規制によって、大麻を入手すること自体が困難である。

これらのことから、X の上記行為について、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因となり、または、規制薬物に係る不法行為を助長する明白かつ現在の危険があると認めることはできない。

したがって、本件処分を、憲法 21 条 1 項の適用を誤ったものであり、違憲である。

以上

コメントの追加 [法t3]: この審査基準は何か判例を参考にしていますか？参考にしているなら、その判例を引用すること。

コメントの追加 [法t4]: 管理人に相談すれば入手できるのでは？

コメントの追加 [法t5]: この基準はどこからできたのでしょうか。

再チャレ第1回 憲法2017 問1

第一 麻薬特例9条の合憲性

- 1 Xの弁護人は麻薬特例法9条は憲法21条1項が保障する表現の自由を侵害するものとして違憲であると主張する。
- 2 憲法21条1項は表現の自由を保障しているが、それは表現活動が個人の自己の思想及び人格を形成させ、社会生活の中にこれを反映させていく上で欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達等基本的原理を真に実効あるものにするために必要である。麻薬特例法9条に言う規制薬物の濫用を公然と、あおり、又は唆すことは民主主義社会における情報の自由な伝達に資すると考えられるため表現の自由の保障内にあると言える。
- 3 (1) 表現の自由は無制限に保障されるわけではなく、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない限度で制限される。本件において本件規定が表現の自由に対する制限が上記限度のものとして是認されるかどうかは、本件規定の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的な制限の態様及び程度を較量して決める。
本件規定の目的が特に薬物犯罪の悪質性や、国際条約上の要請であることを考えると一定の制限を加えられることは公共の福祉の内容をなすものであって、薬物犯罪を助長するような行為は公共の福祉に反するものであり、これを処罰の対象とすることが表現の自由に関する憲法21条1項の規定に反するものでないことのように思われる。
- (2) 麻薬特例法9条は「覚醒剤の使用や大麻の栽培等の薬物犯罪などの実行または規制薬物の濫用を公然と、あおり、又は唆」することを禁止する規定であり、その文言上かなり禁止とされる行為の幅が広く、すぐに取り締まりを可能としているように見えるが、国会審議において立法担当者の「単に一定の薬物の無害性を主張し、その規制の廃止を求めるにとどまる場合には9条の適用はない」との説明から覚醒剤の使用や大麻の栽培等の薬物犯罪などの実行または規制薬物の濫用を助長し薬物犯罪の発生や規制薬物にかかる不正行為が行われる危険が生じる相当な蓋然性があると認められる内容を禁止すると合理的に解することが可能である。
そして文言を限定して解釈した麻薬特許法9条の合憲性は9条が表現のメッセージ自体の遮断を目的としていると考えられることから明白かつ現在の危険の基準を用いて、①ある表現行為が近い将来ある実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であって②その実質的害悪が極めて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること、③当該規制手段が当該害悪を避けるのに必要不可欠であることで審査する。
- 4 上記限定解釈から麻薬特例法9条の対象とする表現内容を覚醒剤の使用や大麻の栽培等の薬物犯罪などの実行または規制薬物の濫用を助長し薬物犯罪の発生や規制薬物にかかる不正行為が行われる危険が生じる相当な蓋然性があると認められる内容と解釈する。

コメントの追加 [法t1]: ●項に基づく○○の規制、等攻撃防御方法を書くこと。

コメントの追加 [法t2]: これは通常の表現と同等に扱うということですか？

低価値表現か、高価値表現かというところですか？

コメントの追加 [法t3]: 直前に記載のある利益考量はしないのでしょうか。

文言の明確性の問題と法令違憲の主張が一緒に論じてしまっています。別々の論点です。

明確性を論じるなら、どの文言が不明確なのか、指摘するべきです。

札幌税関でも、規制の合憲性⇒明確性の議論をしています。

(①充足)

そして上記危険は薬物犯罪の悪質性や、国際条約上の要請であることを鑑みると極めて重大であるといえ、大麻等は日本では違法とされていても海外では簡単に手に入れることができ、麻薬特例法9条を対象とする表現内容を許容することで日本でも多く出回り薬物犯罪多発するようになることの危険性は時間的な問題であると考えられる。(②充足) さらに限定した表現を規制することは薬物犯罪等を防ぐために必要不可欠であると考えられる。(③充足)

5 以上から麻薬特例法9条は合憲であり、Xの弁護士の主張は認められない。

第二 Xの処罰の合憲性

1 Xの弁護士はXが本件HPを通じて活動したことが麻薬特例法9条違反であると処罰したことが憲法21条1項に反して違憲であると主張する。

2 上述の通り憲法21条1項が保障する表現の自由は基本人権の中で最も重要な権利であり、Xが本件でHPを運営したり、発言したりすることは民主主義社会における自由な情報の伝達に資すると言え表現の自由の保障範囲内である。

3 (1) 表現の自由は公共の福祉による合理的で必要やむを得ない限度で制限され、具体的には本件処罰の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的な制限の態様及び程度を較量して決める。

(2) 本件は特定の内容を禁止する目的でなされた処罰であるから内容規制である。本件で規制されている内容は「伝統的に規制対象となっている表現ではないから高価値表現であると言える」。よってその判断基準は①ある表現行為が近い将来ある実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であって②その実質的害悪が極めて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること、③当該規制手段が当該害悪を避けるのに必要不可欠であることで審査する。

4 Xは本件掲示板において大麻の栽培方法やリキッド抽出方法を教える旨が記載されこの書き込みによって実際に興味のある者が規制薬物にかかる不正行為を行う可能性が高く薬物犯罪が引き起こされる蓋然性が明白であると言える。(①充足) そして薬物犯罪を助長させることで薬物が蔓延ると人の生命を脅かす危険性もありその実質的害悪は極めて重大で、近年では大麻が合法になっている国もあることを考えると日本においても違法に市場に出回ることとも時間的な問題であると考えられる。(②充足) 規制薬物等の違法なものは公に情報が出ているものが少なく、本件HP、掲示板のようなインターネット上から入手先や栽培方法、輸入方法などの情報を入手することになるため、麻薬特例法9条によって該当する表現を禁止することは規制薬物の入手先や栽培方法、輸入方法など情報を世の中に多く出さないためにも必要不可欠であると言える。(③充足)

5 したがってXの処罰は合憲であり、Xの弁護人の主張は認められない。

コメントの追加 [法44]: 伝統的に規制対象になっている表現とは何ですか。

コメントの追加 [法45]: 高価値表現だから明白かつ現在の危険をつかう、ではなく、その理由を明示すること。
⇒類似判例の引用をする等。

再チャレ

憲法 2017 年（平成 29 年度）

問題 1

第 1 法令違憲について

（１）麻薬特例法（以下、「法」と呼ぶ。）は、憲法 21 条 1 項に違反するか。

法に定める、薬物犯罪の実行又は規制薬物を濫用することを、「公然」「あおり、又は唆し」た行為は、個人の自己実現の価値に基づく表現行為としての性質を有し、表現の自由（憲法 21 条 1 項）により保障された行為と言える。

しかしながら、表現活動といえども、絶対無制限に許容されるものではなく、公共の福祉に反し、表現の自由の限界を逸脱するときには、制限を受けるのはやむを得ないものである。

（２）表現の自由に対する制約には、内容規制と内容中立規制の 2 種類に分かれる。法は、薬物犯罪の実行又は規制薬物の濫用を公然、あおり、又は、唆した者を罰することを定めており、これは、薬物犯罪の実行、規制薬物の濫用についてという伝達する表現内容を理由に遮断することを目的にしたものであるから、内容規制と解する。

表現の自由について、内容規制となる場合は、内容規制は極めて強度の規制であるから、それゆえ、最も厳格な審査が妥当する。

しかし、本件において、法は、薬物犯罪収益の没収を目的に制定されている。本件規制は、薬物犯罪収益の没収を目的としていて、大麻の情報や写真等の内容を理由にその表現を遮断する目的ではない。ゆえに、本件規制は、内容中立規制であるともいえないか。

そのように解すると、最も厳格な審査よりも厳格度を下げた審査をすべきである。

そこで、近い将来実質的害悪を引き起こす可能性が明白で、実質的害悪が重大で、当該規制手段が、害悪を避けるのに必要不可欠であること（明白かつ現在の危険の基準）が認められる場合には、合憲と解すべきである。

（３）薬物犯罪の実行又は規制薬物の濫用を公然、あおり、又は、唆した者により、気軽に大麻を使う者が増加し、それに関連した犯罪が増えるのは当然であるから、近い将来、実質的害悪を引き起こす可能性が明白である。

また、薬物犯罪の実行又は規制薬物の濫用を公然、あおり、又は、唆す行為は、現在において、インターネットを利用する者が増え、関心がなくても、容易に不特定多数の人が知ることができる状態で、薬物犯罪を実行することあるいは、規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、または生じている決意を助長させるような刺激を与える行為であり、実質的害悪が重大である。

最後に、規制手段について、麻薬取締法には、使用だけでは罰されていないにもかかわらず、法では使用が処罰対象となって広範であることから、規制手段として強度である。

しかし、使用についても規制を行わなければ、大麻の使用者が増え、犯罪実行者が増加するのを防止することはできないのであるから、規制手段が害悪を避けるのに必要不可欠である。

（４）以上から、麻薬特例法（以下、「法」と呼ぶ。）は、憲法 21 条 1 項に反せず、合憲である。

コメントの追加 [法t1]: 違憲対象を特定しましょう

コメントの追加 [法t2]: 法〇条に定める、と記載する

コメントの追加 [法t3]: 内容中立規制をどのように理解されていますか？

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t4]: 上記黄色マーカーからなぜこの審査基準が導かれたのでしょうか。

第 2 適用違憲について

上記から、X の行為に対し法で処罰することは違憲であるかどうかについて、明白かつ現在の危険の基準を用いて検討する。

X の本件行為が X は、自身の HP を立ち上げ、大麻は無害、健康に良い、安全、世界の潮流、ハッピー等といった、大麻がいかに安全で楽しいものを発信している。これらの情報を発信すると、実際にその記事を見た情報摂取者は、大麻が安全で世界でも流行していると思い、気軽に大麻を使う者が増加し、それに関連した犯罪が増える。このことから、近い将来実質的害悪を引き起こす可能性が明白である。

また、X は、HP に付けたリンクから本件掲示板において、大麻を使用することについてのみならず、大麻の栽培の説明をもしており、写真を載せるなど、簡単に大麻の栽培をすることができるようにしており、関連犯罪が増えることは必至であるから、実質的害悪が重大である。

最後に、規制手段は上記で述べたように強度な規制であるかもしれないが、大麻の使用と関連犯罪の関連性は強いものと解するから、関連犯罪を防止するために、必要不可欠である。

以上から、X の行為に対し、法で処罰することは合憲である。

コメントの追加 [法5]: 政治的な表現も含まれていませんか？

以上

書式を変更: フォントの色 : 赤

書式変更: 右揃え, インデント : 最初の行 : 0 字

7月11日再チャレンジプログラム（憲法）



第1 本件においては麻薬特例法9条によって、Xは自らが知る麻薬知識について発信することが制限されているが、これは憲法21条1項の表現の自由に違反しないか。

1 憲法21条1項の表現の自由が保証される根拠としては、言論活動を通じて各人は自己の人格の形成や発展につながり、また、表現は言論活動を通じて政治的意思決定に関与する民主政に資する価値を有するからである。なお、表現の自由は内容によって保護の有無を決めようと、真に保護が必要な表現行為まで萎縮してしまうおそれがあるため、表現行為は表現内容に関わらず原則保障される。よって、麻薬に関する情報であろうとも憲法21条1項により保障される。

2 麻薬特例法9条は麻薬というメッセージに着目して制限していることから内容規制である。また、麻薬に関する表現は、薬物犯罪悪質性に鑑みて制限がやむを得ないとして議員が全会一致で賛成していることから、一見、麻薬に関する情報は低価値表現だと思われる。しかし、近年では大麻を解禁する国が増えてきており、我が国においても大麻を解禁するかどうかについて判断するために、大麻に関する情報を得ることは非常に重要であるため、必ずしも麻薬に関する情報は低価値表現ともいいきれず、高価値表現として捉えるべきである。

4 そこで、合憲性については明白かつ現在の危険の基準で審査する。具体的な要件としては、①実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であり②実質的害悪が極めて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること③当該規制手段がその害悪を避けるのに必要不可欠である場合に合憲となる。また、規制薬物の危険性を国民が知る必要があることから、規制薬物に関する情報の周知を一律に制限するのではなく、薬物犯罪の発生を防ぐ目的で行われる規制であっても、規制の制限の範囲として、規制薬物の入手方法や栽培方法を周知し、薬物濫用につながる表現行為を規制することが必要かつ合理的な範囲となるべきである。

5 麻薬特例法9条は、薬物に関する情報を発信しただけで適用されるようにゆるやかな要件に思われるが、他条文や大麻取締法など関係する法律の趣旨から、上記の要件および範囲内でのみ制限されると解すべきであるから、麻薬特例法9条は憲法21条1項が規定する表現の自由を侵害するものではない。

6 では、Xの処罰自体が違憲にならないか。本件においては、Xは本件掲示板に大麻の入手方法など、大麻に関する情報を提供するように呼び掛けており、X自身も大麻のリキッドの生産方法を教える旨発信を行っているから、本件掲示板を閲覧したものが規制薬物を使用することが容易になっているため、規制薬物の濫用の実質的害悪が引き起こされる蓋然性が明白であるといえる(①充足)。また、規制薬物が濫用されれば使用者の生命・身体が害され、社会公共に薬物濫用が拡大されることの害悪性は極めて重大であり、ホームページによる拡散速度は速く、害悪の発生が時間的に切迫している。(②充足)。しかし、規制手段として大麻の使用に関して厳罰化を行う、大麻を入手できないように取り締まりを厳しくするなどの手段が考えられ、大麻の表現を規制することが必要不可欠な手段とはいえない(③充足せず)。よって、Xの処罰は憲法21条1項違反である。

以上

コメントの追加 [法t1]: ○項まで書くこと。攻撃対象を明確にすること。

コメントの追加 [法t2]: 不正確です、内容規制の定義を復習しましょう

コメントの追加 [ナナ3R2]: 内容規制: ある表現をそれが伝達するメッセージを理由に制限する規制
中立規制: 表現をそれが伝達するメッセージの内容や伝達効果に直接関係なく制限する規制

コメントの追加 [ナナ4R2]: 麻薬のあおり・そのおかし

コメントの追加 [法t5]: なぜこの基準を採用したのですか。

コメントの追加 [ナナ6R5]: やむにやまれぬかどちらかと教わったから

コメントの追加 [法t7]: Xは政治的表現もしています

コメントの追加 [ナナ8R7]: 政治的表現をしつつ、

コメントの追加 [法t9]: 切迫の意味合いが少し違うと思います。泉佐野を復習してみましょう。

コメントの追加 [ナナ10R9]: 対立緊張も一層増大しているとはいえない